

かながわ観光連携エリア推進事業費補助金

公募要領（三浦半島エリア）

（受付期間）

受付開始：令和8年5月19日

受付締切：令和8年6月19日17時 [締切厳守]

◇応募書類は、メールにてご提出ください。

やむを得ない理由により提出が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

（本事業のお問合せ先）

◇かながわ観光連携エリア推進事業費補助金公募事務局

◇TEL：045 - 681 - 0007

◇事務局の対応時間は、10:00～17:00（土日祝日を除く。）となります。本公募要領、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱、特設ウェブサイトに掲載する情報をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問合せください。



補助金の不正受給は犯罪です！

補助金の交付対象となる経費について、キャッシュバックを受けることにより自己負担をゼロにすることは、補助金の水増し請求として不正受給となります。

重大な犯罪になる可能性がありますので、決して甘い誘いには乗らず、くれぐれも適正に本補助金制度を御活用ください。

不正受給が判明した場合は、ホームページ等で事業者名等を公表する場合があります。

かながわ観光連携エリア推進事業費補助金公募事務局

【目次】

1	かながわ観光連携エリア推進事業について	3
2	公募の目的	5
3	本事業の流れ	5
4	補助対象者	7
5	補助対象事業	7
6	補助内容	7
7	応募手続	10
8	採択事業者の選定	11
9	その他重要事項	13

1 かながわ観光連携エリア推進事業について

(1) かながわ観光連携エリア推進事業の目的

神奈川県では、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ、国際観光地^{※1}の創出に向け、観光の核づくり地域^{※2}（城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域）を認定し、各地域が主体的に行う取組を支援してきました。

令和6年度からは、かながわ観光連携エリア推進事業（以下「連携エリア事業」という。）において、核づくり地域と周辺地域が連携した「かながわ観光連携エリア^{※3}」を形成し、各エリアが国内外から多くの観光客が訪れる魅力ある観光地域となるためのビジョンや取組、ロードマップとして観光戦略を策定し、エリアとして周遊を促進する取組を実施することで、エリアとしてのブランド力向上や受入環境整備などを推進しています。

【連携エリアが目指すこと】

- * エリア内に共通する観光資源を活用しつつ、連携地域の個性を発揮することで、面的なブランド力向上を図ること
- * エリアとしての一体感を見せ、エリア内で宿泊を伴う周遊・誘客へ結び付けていくこと
- * 「観光資源の共通性（地域ブランド）」・「観光インフラ（二次交通、宿泊、観光施設等）」・「地域の顧客（ターゲット）」を共有し、観光客の滞留・回遊を促進し、消費拡大・満足度の向上を図ること
- * 地域が主体となった持続可能な観光地域づくりを通じて国内外から多くの観光客が訪れる魅力ある観光地を目指すこと

※1 国内外から多くの観光客が訪れる地域

※2 横浜・鎌倉・箱根のように魅力的な様々な地域資源（自然、食、文化、建築物など）を有し、国内外から国際観光地としてイメージが共有される地域

※3 かながわ観光連携エリア 各エリアの名称及び構成市町村

●三浦半島エリア

横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

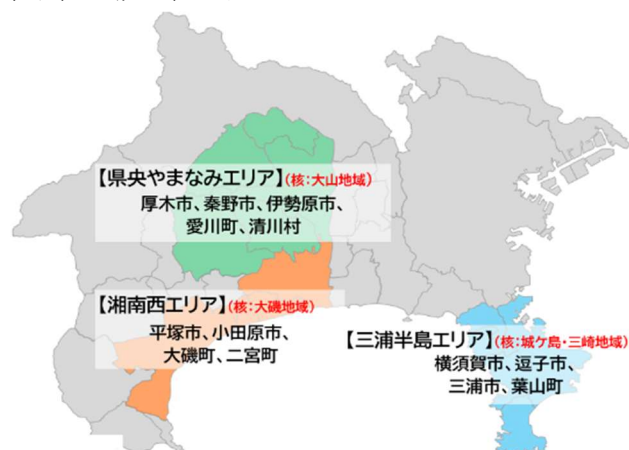
●県央やまなみエリア

厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村

●湘南西エリア

平塚市、小田原市、大磯町、二宮町

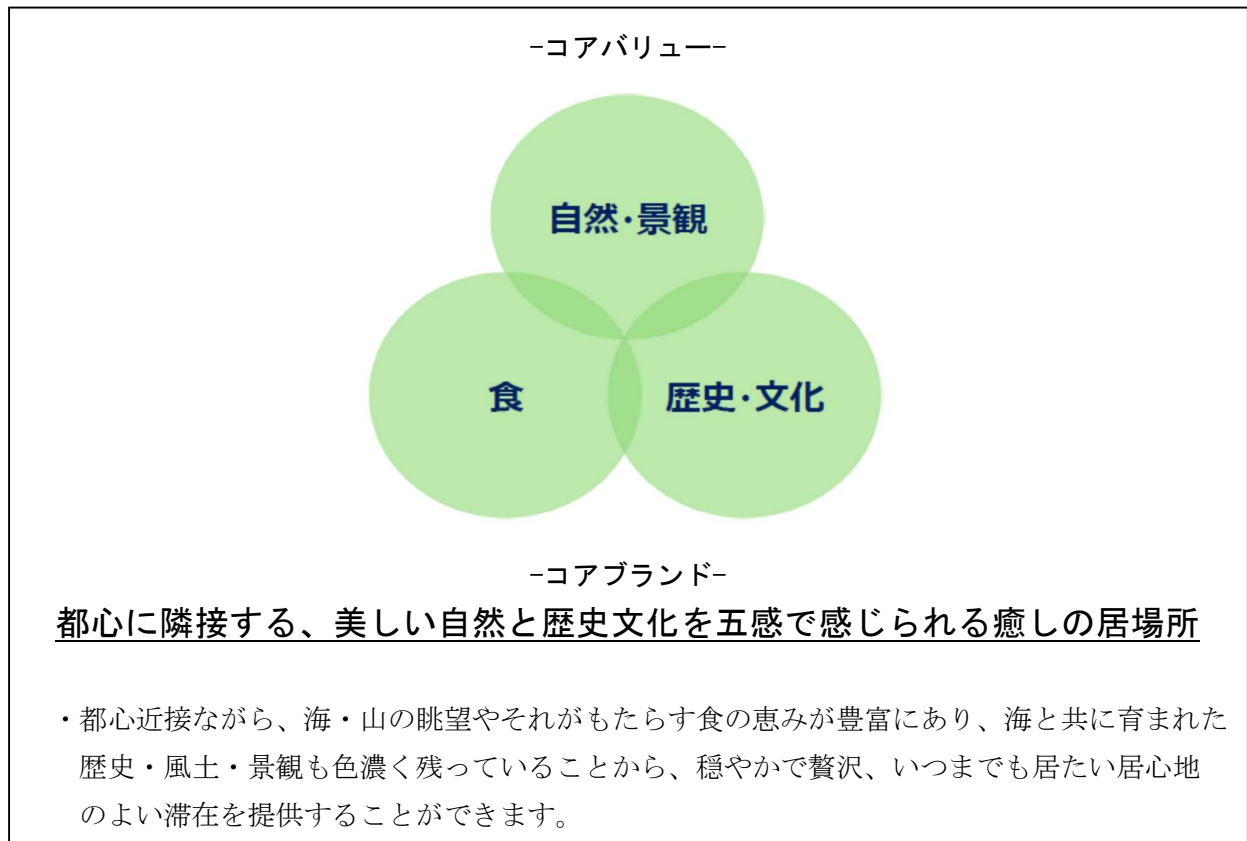
【エリア図】



(2) 三浦半島エリアの目指す方向性

ア 地域のコアバリューとコアブランド

地域価値の根底にある資源（コアバリュー）と地域価値を言語化したコアブランドを以下のように設定し、これらの共通する価値や資源は、エリア共通の戦略素材として、観光客の誘客や消費拡大を図る取組への活用を進めています。



イ 地域の将来像

地域のコアバリューやコアブランドを活用していきながら、エリアとして選ばれる観光地になることを目指し、連携エリアにおける将来像を設定しました。

このエリアが選ばれる観光地になるためには、本エリアの持つ強みや価値を踏まえ、観光地を形成する観光コンテンツの整備を進めていくことが重要です。それらを経て、エリアのイメージ（ブランド）が確立され、観光客だけでなく、地域住民にとっても過ごす価値が向上する、そのような将来像を描いています。

**三浦半島の様々な新鮮な食材や自然のロケーションを活かし、
“日本らしさ” や “自然の恵み” をゆっくりと味わうことができ、
半島性ののんびりとした中で、また帰ってきたくなる、
上質な滞在価値を提供する地域を形成**

2 公募の目的

連携エリア事業の目的達成に向けては、民間ならではのアイデアや創意工夫を活かした事業が連携エリア内で展開されることが不可欠であることから、民間企業等による事業提案を幅広く募ることで、エリアとしてのブランド力を向上させるための事業や観光客の満足度を高めることを目的に公募を行います。

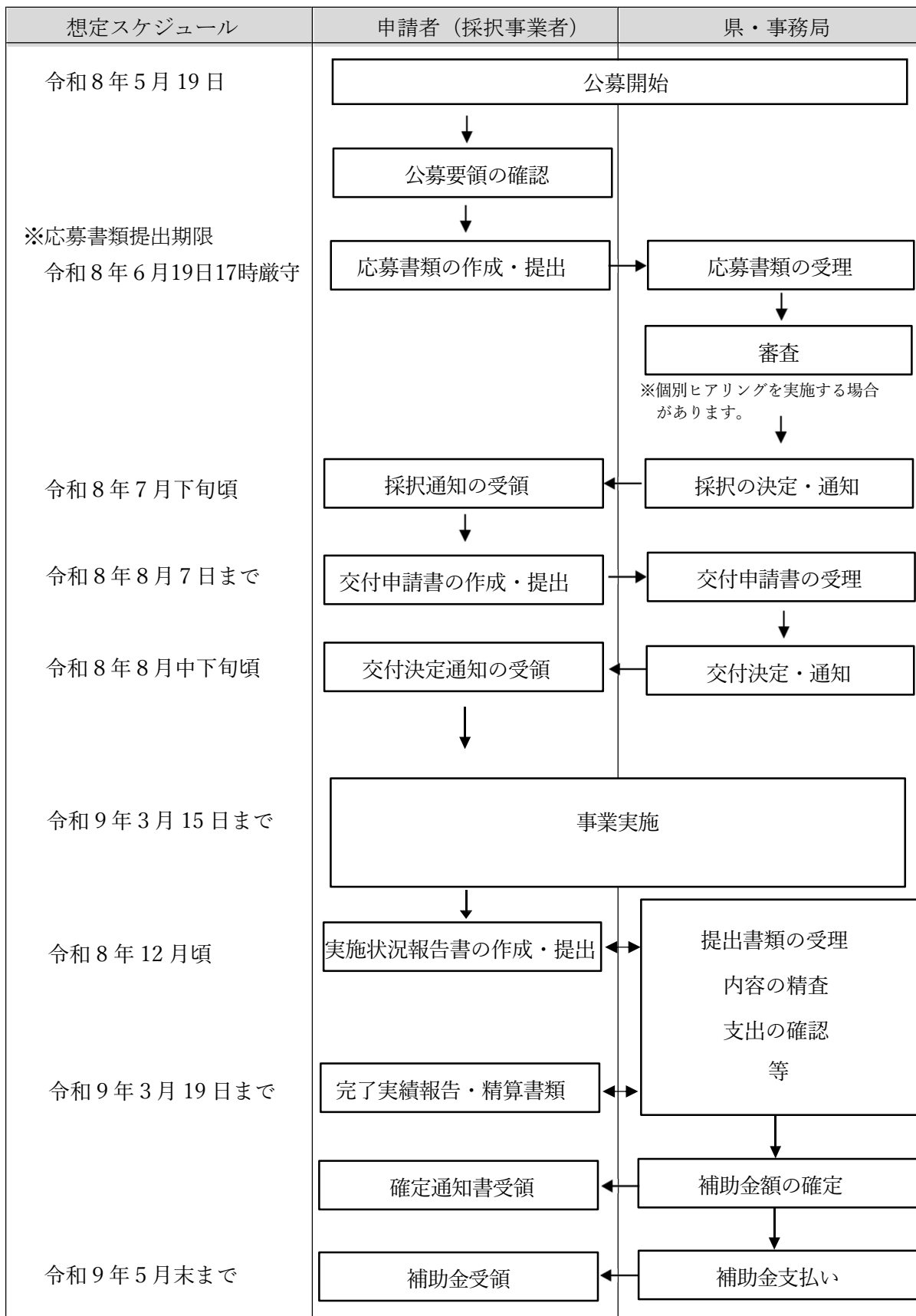
3 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは以下のとおりです。

- (1) 補助を受けようとする事業者は、応募事業計画書・対象経費予算書を含む応募様式一式を記入の上、指定のメールアドレスに提出してください。
- (2) 提出書類に基づき、県にて審査を行った上で、事務局より採択または不採択の結果を通知します。
- (3) 採択の通知を受けた事業者（以下「採択事業者」という。）は、交付申請書及び事業計画書・費用積算書等の交付申請書類を提出してください。
- (4) 採択事業者は、交付決定の通知を受けた後、事業を開始することができます。
- (5) 採択事業者は、事業終了後、実施した事業の結果を報告するとともに、証憑等の精算に係る書類を事務局に提出します。
- (6) 事務局による審査を経て、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、補助対象経費について、補助を受けることができます。
- (7) 本事業実施後、必要に応じて、事業の継続的な実施状況等のフォローアップ調査を行う場合があります。

本事業の流れ	スケジュール
応募受付	令和8年5月19日～令和8年6月19日
採択通知	令和8年7月下旬頃
交付申請	令和8年8月7日まで
交付決定	令和8年8月中旬～8月下旬目途
事業実施期間	交付決定後～令和9年3月15日
実績報告書及び精算書類 提出	令和9年3月19日まで
補助金支払い	令和9年5月末まで

- ※ 交付決定の後でないとは補助事業に着手できません。交付決定前に行った発注・契約・支出は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ※ 補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならない真にやむを得ない理由がある場合は「かながわ観光連携エリア推進事業費補助金事前着手届」を提出することで交付決定前に事業へ着手することが可能です。なお、事前着手届を提出いただいた場合でも交付決定が確約されるものではありませんのでご注意ください。
- ※ 実績報告書及び精算書類の提出は3月19日まで認められますが、精算書類に修正が発生する可能性を加味し、余裕を持って実績報告書及び精算書類を作成・提出してください。



4 補助対象者

次のいずれかに該当する者を補助対象者とします。

- (1) 法人格を有する民間事業者・団体等
- (2) 法人格を有しない権利能力なき社団（団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続しその組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理団体としての主要な点が確定していること。）

5 補助対象事業

(1) 公募テーマ

本事業では、2つの公募テーマを設定し、テーマに合致する事業を補助対象とします。応募時にいずれかのテーマを選択してください。なお、複数事業の応募も可能です。

ア 「ガストロノミーツーリズム」

その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズムである「ガストロノミーツーリズム」をテーマとし、三浦半島の豊かな食資源を活かしたメニュー開発や体験型プログラムなどの新規事業の提案を広く募集します。

イ 「アドベンチャーツーリズム」

「自然」、「アクティビティ」、「文化体験」の3要素のうち2つ以上で構成されるツーリズムである「アドベンチャーツーリズム」をテーマとし、三浦半島の美しい自然景観やマリナクティビティ、歴史文化施設を活かした体験型プログラム開発やスルーガイド育成などの新規事業の提案を広く募集します。

(2) 事業規模

補助対象経費が1事業あたり30万円以上の事業（補助対象経費については6(2)をご確認ください。）

6 補助内容

(1) 補助率・補助額

本補助金の1事業当たりの補助率及び補助上限額は、次のとおりです。

補助率：1／3

補助上限：500万円

(2) 補助対象経費

補助対象経費は次のア～エの項目に分類されます。

ア 新規観光コンテンツの造成・既存コンテンツの磨き上げ・旅行商品造成に係る経費

- ・観光コンテンツ、旅行商品、名産品等の企画開発
- ・ワークショップ、協議会等の開催

- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ ガイドの育成
- ・ 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催
- ・ 効果測定に必要な調査 等

イ 備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・ 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等（真に必要な不可欠なものに限る。）

ウ 販路整備・プロモーションに係る経費

- ・ 造成した観光コンテンツ等を販売するために必要となる写真、動画、ホームページ等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
- ・ 造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした商談会への参加・OTA サイトへの掲載・プロモーションに係る経費
- ・ 造成した観光コンテンツに関するファミトリップやインフルエンサーの招聘 等

エ 人件費及び旅費

事業を立ち上げるために必要な人件費及び旅費（ただし、補助対象経費の3割以内を上限とし、次の①から⑥に必要なものに限る。）

- ① 観光コンテンツ等の企画開発
- ② 造成した観光コンテンツに関するモニターツアー等の実施
- ③ モニターツアー等を踏まえた観光コンテンツの改善
- ④ ガイドの育成
- ⑤ 効果測定に必要な調査
- ⑥ その他①から⑤に準ずるもの

(3) 補助対象外経費

補助対象外となる経費は、以下のとおりです。

- ア 補助事業に直接関係のない経費
- イ 交付決定前に発注・契約・支出をした経費
- ウ 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- エ 用地取得に係る経費
- オ 建物等施設の建設・改修に関する経費
- カ 補助事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）
- キ 補助事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
 - ※ (2)エに係る人件費及び旅費を除く
- ク 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ケ 補助事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- コ 補助事業における資金調達に必要な利子
- サ モニターツアー参加者の実施場所への旅費 等

(4) 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(5) 売上（利益）控除

総事業費（補助対象経費＋補助対象外経費）を超える「売上部分」を「利益」と定義し、利益が生じた場合は補助対象経費より控除します。

(6) 補助対象経費の精算

本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも令和9年3月15日までです。この実施期間内に、事業を実施してください。その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、令和9年3月19日までに、完了実績報告書を提出してください。

期間内に補助事業が完了できず、期限までに完了実績報告書を提出できなかった場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

(7) 継続事業

令和8年度に採択された事業について、令和9年度に再度応募することは妨げません。ただし、事業計画等について改めて審査を行い、継続事業として採択の可否を決定します。

(8) 留意点

ア 天変地異や感染症拡大等の予期できない事業外の事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなった場合は、キャンセル料等の経費も対象とします。

イ 補助事業の実施に際して作成する印刷物等には、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金を財源としていることを記載するとともに、三浦半島エリアで作成したロゴマークを掲載してください。

【三浦半島エリアのロゴマーク】



7 応募手続

補助を受けようとする事業者は、締切までに必要な書類を全て揃え、受付メールアドレスに提出してください。

(1) 応募書類の受付期間

受付期間：令和8年5月19日～令和8年6月19日17時

※ 締切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って応募してください。締切直前の提出は極力避けるようご注意ください。

※ 応募後、2営業日以内に事務局より応募を受け付けた旨のメールをお送りします。メールが届かない場合は、応募手続きが完了していない可能性がございますので、お手数ですが事務局までご連絡ください。

(2) 応募様式

応募様式名	
応募申請書	第1号様式
応募事業計画書	第2号様式
事業スケジュール	第3号様式
対象経費予算書	第4号様式
役員等氏名一覧表	第5号様式
誓約書	第6号様式
添付書類	定款・履歴事項全部証明書

※ 複数応募する場合は、事業ごとに応募様式を作成してください。

(3) 受付メールアドレス

kanagawa-tourism-area@kanagawa-kankou.or.jp

(4) 留意点

- ア 提出書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の説明をするなどした場合には、応募を無効とします。公序良俗に反する事業や公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業は、補助の対象となりません。
- イ 不正受給と見受けられる申請は、不正受給でない経費も含めて全額補助の対象になりません。交付決定後においても、不正受給の通報が寄せられた場合には、交付決定を取り消す場合があります。また、不正受給が発覚した場合には、採択の取消、交付決定取消、交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。
- ウ 補助金で購入した経費の現物確認、補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の帳簿類や通帳等の検査のため、補助事業実施期間中、実績報告審査時及び補助事業完了後に実地検査に入ることがあります。
- エ 最終的に、完了実績報告書類の審査により、適正な補助事業が行われたことを確認できた場合にのみ、補助金を支払い（振込み）ます。
- オ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- カ 提出書類に記載する文言や、掲載する写真は公表可能なものを使用してください。特に、写真は、採択後県等において対外向けに公表する可能性があるため、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないように公表可能なものを使用していただき、画像は1枚あたり1MB以下としてください。

8 採択事業者の選定

(1) 選定方法

県において、「(2)審査の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で採択を行います。なお、募集締切後、必要に応じて応募者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 審査の観点

提出された書類を、以下の5つの観点から審査します。

① 持続可能な観光地域づくりへの寄与

地域の関係者・事業者の参画を促す取組であり、観光地域づくりに貢献すること。

② 独自性・新規性

テーマに合致したうえで、地域独自の自然や歴史・文化、暮らし等その地域特有の要素を踏まえた独自性のある観光コンテンツの造成・磨き上げや旅行商品造成であること。

③ 周遊性

エリア内の周遊に繋がり、観光客の滞留・回遊を促進し、消費拡大・満足度の向上を図るものであること。

④ 具体性・計画性

事業の目標や達成方法、事業費の内訳等を具体的に定めた上で、観光コンテンツの内

容及び造成・販売の計画が、事業期間中又は将来の継続的な販売を実現するために十分な具体性と計画性を有していること。

⑤ 体制・持続性

将来に渡って持続的に事業が継続されるよう、事業運営に必要な体制が構築されていること。

(3) 採択の通知

採択する案件の決定後、7月下旬を目途に、応募者に対して結果の通知を行います。

(4) 留意点

ア 審査は非公開で行います。

イ 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。

ウ 三浦半島エリアを構成する自治体（横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町）へ意見照会を行います。その際に、応募書類等を当該自治体へ提供しますので、予めご了承の上、応募してください。

エ 審査の結果、申請内容の一部のみが採択される場合や条件付きでの採択となる場合があります。

9 その他重要事項

かながわ観光連携エリア推進事業費補助金交付要綱のうち、特に重要となる事項を以下のとおり抜粋しています。交付決定後も遵守いただく規定ですので、必ずご確認・ご理解いただいた上でご応募ください。

(利益等の排除)

第7条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第 16 条 補助対象者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の管理)

第 20 条 補助対象者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
1 件の取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の取得財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が 10 年を超えるときは 10 年）

2 補助対象者は、規則第 17 条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、かながわ観光連携エリア推進事業費補助金財産処分承認申請書（第 14 号様式）を知事に提出するものとする。

3 規則第 17 条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第 22 条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

3 補助対象者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(暴力団排除)

第 25 条 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。